

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次 ページ

条 例

○北海道市町村合併推進審議会条例……………	(市町村課)	1
○北海道支庁設置条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	2
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	2
○函館市の中核市の指定に伴う関係条例の整理に関する条例 (法制文書課)		2
○北海道恩給条例の一部を改正する条例……………	(職員厚生課)	2
○北海道税条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	3
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	5
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(環境生活部総務課)	5
○北海道児童相談所設置条例の一部を改正する条例……………	(子ども未来づくり推進室)	6
○北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例……………	(医療政策課)	6
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例……………	(医療政策課)	6
○北海道保健所条例の一部を改正する条例……………	(地域保健課)	6
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例……………	(経済政策室)	7
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(経済部総務課)	7
○北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例……………	(産業立地課)	7
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例……………	(人材育成課)	8
○北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例……………	(畜産振興課)	8
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(農政課)	8
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例……………	(農業経営課)	9
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(水産林務部総務課)	9

○北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例……………	(水産経営課)	9
○租税特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………	(建設部総務課)	9
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(建設部総務課)	10
○都市計画法施行条例の一部を改正する条例……………	(都市環境課)	10
○学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例……………	(教育庁スポーツ健康教育課)	11
○北海道警察組織条例の一部を改正する条例……………	(警察本部警務課)	11

条 例

北海道市町村合併推進審議会条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道市町村合併推進審議会条例
(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第60条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、北海道市町村合併推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年 3 月31日限り、その効力を失う。

北海道支庁設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第63号

北海道支庁設置条例の一部を改正する条例

北海道支庁設置条例（昭和23年北海道条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表北海道渡島支庁の項中「山越郡」の次に「、二海郡」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「2,711人」を「2,719人」に、「1,496人」を「1,488人」に改め、同条第11号中「3万1,850人」を「3万1,862人」に、「2,507人」を「2,495人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

函館市の中核市の指定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

函館市の中核市の指定に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「札幌市」の次に「、函館市」を加え、「函館市及び」を削る。

（北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の項中「函 館 市」を削る。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第3条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「札幌市」の次に「、函館市」を加え、同表の5の項、8の項、13の項及び14の項中「（函館市を除く。）」を削る。

別表第3中「函館市 小樽市」を「小樽市」に改める。

附 則

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

北海道恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道条例第66号

北海道恩給条例の一部を改正する条例

北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）の一部を次のように改正する。
第9条ノ3を次のように改める。

第9条ノ3 前条ノ場合ニ於テ恩給ノ請求及支給ノ請求ヲ為スベキ同順位者2人以上アルトキハ其ノ1人ガ為シタル請求ハ全員ノ為其ノ全額ニ付之ヲ為シタルモノト看做シ其ノ1人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ之ヲ為シタルモノト看做ス

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、次条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

（退職給与金等を受けたことのある者に係る退職料又は扶助料の年額についての特例）

第2条 平成17年3月31日以前に給与事由の生じた退職料又は扶助料で、北海道恩給条例第24条ノ2その他の条例の規定により、退職給与金若しくは一時扶助料、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する一時恩給、恩給法等の一部を改正する法律（昭和53年法律第37号）附則第15条に規定する一時金又は他の都府県若しくは市町村の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定による退職一時金を受けたことにより一定額を控除した額をもってその年額としているものについては、平成17年4月分以降、当該控除をしない額をもってその年額とする。

（職権改定）

第3条 前条の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第67号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削る。

第65条の2第2項中「、第12条（自動車の使用の本拠の位置が他の都府県から道内に変更された場合に限る。以下次項において同じ。）」を削り、同条第3項中「、第12条」を削る。

第103条の表第3号中「電気通信事業者で総務省令で定める」を「電気通信事業者で総務省令第18条の2第1項に規定する」に、「」で総務省令で定める」を「」で総務省令第18条の2第2項に規定する」に、「総務省令で定める場合」を「同条第3項に規定する場合」に改め、同表第5号中「総務省令で定める」を「総務省令第18条の2第4項に規定する」に改め、同表第6号中「総務省令で定める」を「総務省令第18条の2第5項に規定する」に改める。

附則第9条の2の2第8項中「（次項及び第10項において「排出ガス保安基準」という。）」を削り、「政令附則第16条の2の6第7項に規定するものの取得（」を「バス、トラックその他の総務省令附則第12条の2の3第5項に規定するものの取得（第2項、」に、「平成16年4月1日から平成17年9月30日まで」を「平成17年10月1日から平成18年3月31日まで」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「100分の1を」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第2項及び第4項中「第31条の2第2項第10号から第15号まで」を「第31条の2第2項第11号から第16号まで」に改める。

附則第12条第1項中「第37条の10第3項」を「第37条の10第2項」に改め、「及び次項」を削り、「。以下この項、次項及び第6項並びに」を「。以下この項及び」に、「第3項及び第4項」を「次項及び第3項」に、「（以下この項、次項及び第6項」を「（以下この項及び第5項」に、「第8項第2号」を「第7項第2号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第37条の10第4項各号」を「第37条の10第3項各号」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第37条の10第5項」を「第37条の10第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項第1号中「第37条の10第7項第4号」を「第37条の10第6項第4号」に改め、

同項第3号中「附則第12条第7項」を「附則第12条第6項」に改め、同項を同条第7項とする。

附則第12条の2第1項中「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の2第2項」に、「附則第18条の2第2項」を「附則第18条の3第1項」に改め、「及び次項」を削り、「第3項」を「次項」に、「同条第8項第2号」を「同条第7項第2号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の」を「前項の規定の」に、「前条第8項」を「前条第7項」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第12条の2の2第1項第1号中「第37条の10第2項」を「第37条の13の2第1項」に改め、同項第2号中「第37条の10第2項」を「第37条の11第1項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定」を「前項の規定」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第13条第2項中「100分の15」を「100分の7.5」に、「4万円」を「2万円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の2の2第8項の改正規定及び附則第10項の規定 平成17年10月1日

(2) 第24条の2第1項第2号の改正規定、附則第12条から第12条の2の2まで及び第13条第2項の改正規定並びに次項から附則第8項までの規定 平成18年1月1日

(3) 第65条の2第2項及び第3項の改正規定、附則第10条の2第2項及び第4項の改正規定並びに附則第9項の規定 平成18年4月1日

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項第2号及び附則第13条第2項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成17年度分までの個人の道民税については、附則第7項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 平成18年度分の個人の道民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定によ

る改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第28条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。

4 平成18年度分の個人の道民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第24条の2第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第27条の2を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第27条の2の規定の適用については、同条中「前2条及び法第36条」とあるのは、「北海道税条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第67号）附則第4項」とする。

5 平成19年度分の個人の道民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第28条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。

6 平成19年度分の個人の道民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第24条の2第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第27条の2を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第27条の2の規定の適用については、同条中「前2条及び法第36条」とあるのは、「北海道税条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第67号）附則第6項」とする。

7 新条例附則第12条の2の2（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第5条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。次項において「新租税特別措置法」という。）第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が平成17年4月13日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特

定株式については、なお従前の例による。

8 新条例附則第12条の2の2（新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

9 新条例第65条の2第2項及び第3項の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

10 新条例附則第9条の2の2第8項の規定は、平成17年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行ったこの条例による改正前の北海道税条例附則第9条の2の2第8項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第68号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第27条及び第28条中「製造の事業」の次に「又は旅館業」を加える。

第30条中「平成17年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

第33条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第33条 削除

第34条に見出しとして「（不動産取得税の不均一課税）」を付し、同条中「総務省令」を「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号）」に改め、「の取得」の次に「（同条第6項の規定による基本計画の同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算

して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）」を加える。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

附則第11項中「、第33条」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第30条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

3 新条例第27条及び第28条の規定中旅館業に係る部分については、平成17年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用する。

4 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「特工条例」という。）第2条第6号に規定する拠点地区（以下「拠点地区」という。）内において、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号。以下「総務省令」という。）第4条第1号に規定する期間内に、この条例による改正前の特工条例（以下「旧条例」という。）第33条に規定する教養文化施設等を設置した特工条例第4条に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）に係る不動産取得税の不均一課税については、なお従前の例による。

5 総務省令第4条第2号に規定する期間内に、拠点地区のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第6条第3項に規定する拠点地区内において旧条例第35条に規定する産業業務施設を設置した指定事業者及び拠点地区内において同条に規定する教養文化施設等を設置した指定事業者に係る道固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第69号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「浜益村」を「石狩市」に、「七飯町」を「七飯町 八雲町」に、「熊石町 大成町 北檜山町」を「せたな町」に改める。

別表第3中「北檜山町」を「せたな町」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中「熊石町 大成町 北檜山町」を「せたな町」に改める部分（熊石町に係る部分を除く。）及び別表第3の改正規定は、平成17年9月1日から施行する。

北海道児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第70号

北海道児童相談所設置条例の一部を改正する条例

北海道児童相談所設置条例（昭和23年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第71号

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例

北海道立衛生学院条例（昭和36年北海道条例第63号）の一部を次のように改正

する。

第6条第2項中「9,300円」を「9,600円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に北海道立衛生学院の学生であった者で同日後引き続き同一の学科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立衛生学院条例第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第72号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「9,300円」を「9,600円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に北海道立看護学院の学生であった者で同日後引き続き同一の学科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立看護学院条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第73号

北海道保健所条例の一部を改正する条例

北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表北海道江差保健所の項中「乙部町 熊石町」を「乙部町」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第74号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

97 北海道アウトドア活動 振興条例（平成13年北海 道条例第55号）第 2 条第 2 号に規定するアウトド アガイドの知識及び技術 についての試験の実施	アウトドアガ イド試験手数 料	ア 基礎分野に係る筆記試験 2,000円 イ 専門分野に係る筆記試験 2,000円 ウ 専門分野に係る実技試験 8,000円	願書提出 のとき
--	-----------------------	---	-------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（北海道企画振興部手数料条例の一部改正）
- 北海道企画振興部手数料条例（平成12年北海道条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表 6 の項を削る。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第75号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「旭川市」を「旭川市 釧路市 士別市」に、「北広島市」を「北広島市 石狩市」に、「新篠津村 厚田村 浜益村」を「新篠津村」に、「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に、「生田原町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に、「阿寒町 鶴居村 白糠町 音別町」を「鶴居村 白糠町」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 9 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 別表第 2 の改正規定中「生田原町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改める部分 平成17年10月 1 日
- 別表第 2 の改正規定中「北広島市」を「北広島市 石狩市」に、「新篠津村 厚田村 浜益村」を「新篠津村」に改める部分 規則で定める日
- 別表第 2 の改正規定中「旭川市」を「旭川市 釧路市 士別市」に改める部分（釧路市に係る部分に限る。）及び「阿寒町 鶴居村 白糠町 音別町」を「鶴居村 白糠町」に改める部分 規則で定める日

北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第76号

北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例

北海道企業立地促進条例（平成 9 年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 号中「新事業創出促進法」を「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第 4 条の規定による廃止前の新事業創出促進法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道企業立地促進条例の規定は、平成17年 4 月13日から適用する。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第77号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 3 号中「11万1,600円」を「11万5,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成18年 3 月31日において現に北海道立高等技術専門学院の普通課程の学生であった者で同日後引き続き同一の訓練科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立高等技術専門学院条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第78号

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表北海道檜山家畜保健衛生所の項中「、熊石町」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第79号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「乙部町 熊石町」を「乙部町」に改める。

別表第 3 中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町」を「奥尻町 せたな町」に、「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改める。

別表第 6 中「北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に、「白滝村」を「遠軽町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年 9 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第 6 の改正規定中「白滝村」を「遠軽町」に改める部分 平成17年10 月 1 日
 - (2) 別表第 2 の改正規定及び別表第 3 の改正規定中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町」を「奥尻町 せたな町」に改める部分（熊石町に係る部分に限る。）並びに附則第 4 項の規定 規則で定める日
- 2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 2 の項の左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはせたな町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、せたな町長のした処分その他の行為又はせたな町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 2 の項の左欄に掲げる事務に係る農地法の規定により朝日町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により朝日町長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

4 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項及び2の項の左欄に掲げる事務に係る農地法の規定により熊石町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に同法の規定により熊石町長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第80号

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「11万1,600円」を「11万5,200円」に改める。

第6条第2項中「440円」を「450円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に北海道立農業大学校の学生であった者で同日後引き続き同一の課程等の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立農業大学校条例第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第81号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）

平成17年7月12日（火曜日）

北 海 道 公 報

の一部を次のように改正する。

別表中「厚田村 浜益村」を「石狩市」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第82号

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例（平成8年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「440円」を「450円」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条を削り、第9条を第8条とする改正規定は、公布の日から施行する。

租税特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第83号

租税特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道建設部手数料条例の一部改正）

第1条 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表64の項中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24

号外第17号 9

号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 の項の(1)中「第31条の 2 第 2 項第13号ハ、第62条の 3 第 4 項第13号ハ」を「第31条の 2 第 2 項第14号ハ、第62条の 3 第 4 項第14号ハ」に改め、同表の 7 の項の(1)中「第31条の 2 第 2 項第14号ニ、第62条の 3 第 4 項第14号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ、第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第84号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「白糠町 音別町」を「白糠町」に改める。

別表第 3 中「北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、規則で定める日から施行する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第85号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は、」の次に「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第 8 号の 3 及び」を加え、「開発区域の面積の特例」を「開発許

可の基準」に改める。

第 2 条を第 4 条とし、第 1 条の次に次の 2 条を加える。

（指定区域）

第 2 条 法第34条第 8 号の 3 の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当するものとして、知事が指定する土地の区域とする。

(1) 区域内に、原則として、政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないこと。

(2) 区域内の主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、区域外の相当規模の道路と接続していること。

(3) 区域内の排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水道法（昭和33年法律第79号）第 2 条第 1 号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に^{いつ}溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

(4) 区域内の水道その他の給水施設が、当該区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されていること。

2 前項の規定による指定は、市町村長の申出により行うものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、北海道開発審査会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第 1 項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

5 前 3 項の規定は、第 1 項の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。

（環境の保全上支障がある予定建築物の用途）

第 3 条 法第34条第 8 号の 3 の条例で定めるものは、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第 2 (㉔)項に掲げる建築物の用途以外の用途とする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる場合で、市町村長の申出により知事が別に指定したときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、北海道開発審査会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項ただし書の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨

を告示しなければならない。

4 第1項ただし書及び前2項の規定は、同項ただし書の規定による指定の変更又は解除について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第86号

学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

次に掲げる条例の規定中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

- (1) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第2条
- (2) 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第2条第1号及び第2号並びに別表第2備考(1)の事項
- (3) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第1条の2第1号及び別表備考(1)の事項
- (4) 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）第12条第1項
- (5) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第2条第2項

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第87号

北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正す

る。

別表第3札幌方面滝川警察署の項を次のように改める。

同	滝川市	滝川市
滝川警察署		樺戸郡新十津川町

別表第3函館方面江差警察署の項中「爾志郡熊石町、乙部町」を「爾志郡乙部町」に改める。

附 則

この条例は、北海道公安委員会規則で定める日から施行する。

